



生活保護のしおり

三浦市福祉事務所

福祉課 TEL046-882-1111

内線 333・357・358・360.

●生活保護制度について

1 生活保護とは



年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る方（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができない方（世帯）に対して、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第 25 条や生活保護法で定められた制度です。

2 生活保護の目的

生活保護は、その資産や能力を活用しても生活に困る方に対し、困窮状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。

生活保護の目的を達成するために、生活困窮に陥った原因を一緒に考え、自立を阻害している要因等を取り除く努力を関係機関（医療機関やハローワーク等）と協力しながら行っていきます。

●生活保護を受ける要件等

生活保護法第 4 条では、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としています。

各自がその持てる能力に応じて、最善の努力をしても、なお最低生活が営めない場合に、世帯単位で生活保護が利用できます。

1 資産の保有について

資産は、最低生活に必要なもの以外は、原則として処分し、生活費に充てていただきます。

どのような場合に資産の保有が認められるかは、ケース・バイ・ケースですが、生活保護を受けるに際し、地域住民、特に低所得世帯との均衡からみて、それが

最低生活に本当に必要かどうかを考え判断します。

なお、売却等により換金して資産活用を行い、最低限の生活の維持に充てていただくものは次のとおりです。

《土地・家屋》

- ◇ 自分の住んでいる家の敷地の最小限の宅地以外の土地
- ◇ 地域の農家の平均耕作面積以上、あるいは現に収益をあげていない田畑
- ◇ 現に住んでいる家や事業用に使用している建物以外の家屋

※ただし、売却するより使用した方が将来にわたり自立に役立つと福祉事務所が判断した場合は、保有を認めることもあります。

《自動車等》

- ◇ 自動車・オートバイの所有や運転は、障害者等で公共の交通機関による通勤・通院等が著しく困難等の特別な事情があり、かつ保有の要件を満たす場合に認められる場合があります。



《生命保険》

- ◇ 原則として、解約返戻金のある生命保険

※ただし、一定の要件を満たしている場合に保有が認められる場合もありますので、生命保険を現に保有している場合には個別に相談してください。（ただし、貯蓄的性格が強いと考えられる保険等の保有は原則認められません。）また、生命保険を保有することが認められた場合であっても、保険金、解約返戻金を受け取った時には、すでに受けた保護費の範囲内の金額を返還してもらう場合があります。（解約返戻金は保護開始時の解約返戻金の額を上限とします。）

《その他》

- ◇ 家族構成や一般世帯の状況から判断して必要な生活用品以外の物（貴金属・債券等）

2 能力の活用について

保護を受ける世帯の中に活用できる能力をお持ちの方は、最低生活の維持のためにその能力を活用することが生活保護を受けるための要件とされています。

現に稼働能力がある方は仕事を探して就労するよう努めてください。

3 その他あらゆるものの活用について

生活保護を受けるには、資産、能力だけでなく、その他あらゆるものについても活用することが要件になります。

例えば、他の制度で申請すれば受給できる手当等（年金や児童扶養手当等）がある場合、その手当等は受給せずに生活保護を受けたいというようなことは認められません。

各世帯で活用できる制度等があれば、全て活用していただき、それでも最低限の生活の維持が困難な場合に生活保護が利用できます。

4 扶養義務者について

親や子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、扶養が優先されます。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護を利用できないということにはなりません。

また、扶養義務が期待できる者に扶養照会を行います。

注意) 扶養照会は福祉事務所が扶養の期待性があると判断した扶養義務者に対して行うことがあります。家庭内暴力、虐待等の経緯がある場合や特別な事情がある場合などは、扶養が期待できないと判断し、行わない場合があります。



5 その他

暴力団員は、保護の要件を満たさないため、生活保護は利用できません。

その理由としては、本来は正当に就労できる能力を有すると認められることから、稼働能力の活用要件を満たしておりません。

また、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入については、申請者が福祉事務所に対して申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、福祉事務所による生活実態の把握や法第 29 条に基づく資産調査によってこれを発見・把握することは困難であることから、資産・収入の活用要件を満たしていると判断することができず、これは申請者が暴力団員であることが原因であると認められます。

以上のことから保護の要件を満たさないものとされています。

●生活保護とはどのようなものか

1 保護の補足性

生活保護を受けるには、その前提条件として資産、能力、その他あらゆるものを生活維持のために活用し、他の法律による給付を優先して活用し、それでもなおかつ生活に困窮する場合にはじめて生活保護を受けられます。

そして、このようなすべての要件を満たしたうえで、国が定めた基準（最低生活費）と世帯の収入とを対比して保護の適用を判断します。

- 保護が受けられる場合（収入が最低生活費を下回るため、その不足分が保護費として支給される。）

最低生活費（生活保護水準）		
収	入	保 護 費

- 保護が受けられない場合（収入が最低生活費を上回るため受けられない。）

最低生活費（生活保護水準）	
収	入

2 生活保護の種類

生活保護は次の8つの扶助から構成されています。

- ① 生活扶助 ……衣食等日常生活に必要な最低限度の費用
- ② 住宅扶助 ……家賃、地代、住宅補修費等に必要な最低限度の費用
- ③ 教育扶助 ……義務教育に必要な学用品、給食費等の最低限度の費用
- ④ 医療扶助 ……医療に必要な最低限度の費用（国民健康保険の例による）
- ⑤ 介護扶助 ……介護に必要な最低限度の費用
- ⑥ 出産扶助 ……出産に要する最低限度の費用
- ⑦ 生業扶助 ……生業や技能習得に必要な最低限度の費用（高等学校就学費用含む）
- ⑧ 葬祭扶助 ……葬祭に必要な最低限度の費用

●生活保護受給上の権利と義務

生活保護は最低生活を自力で営めない方の権利として受けられますが、一方それに伴って守っていただかなければならない義務も生じます。

(生活保護を利用する方の権利について)

生活保護を利用する方には、次のような権利が保障されます。

1 不利益変更の禁止(法第 56 条)

被保護者(生活保護を受けている方)は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることはありません。

2 公課禁止(法第 57 条)

被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることはありません。

3 差押禁止(法第 58 条)

被保護者は、既に給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押さえられることはありません。

4 譲渡禁止(法第 59 条)

被保護者は、保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

5 その他

生活保護を受けている間については、手続を行うと住民票交付手数料などが安くなったり、免除されたりすることがあります。詳しくは各担当課に問い合わせください。

○住民票・戸籍手を取得するための手数料、国民年金保険料、保育料、NHK受信料、市・県民税・固定資産税 など・・・

(生活保護を利用する方の義務について)

1 生活上の義務(法第 60 条)

被保護者は、常に能力に応じて勤労に励まなければなりません。同時に、支出の節約を図り、その他の生活の維持、向上に努めなければなりません。

2 届出の義務(法第 61 条)

被保護者は、その世帯で働いて得た収入(給料、賞与等)や年金・恩給・各種手当等に変動があったときは、届け出なければなりません。

また、引越しで住居が変わる時、あるいは生活保護を受けている世帯に転入・転出等の異動がある時もすみやかに届け出なければなりません。



3 指示等に従う義務(法第 62 条)

福祉事務所は生活保護の目的の達成に必要な指導・指示をします。そして、被保護者はこの指導・指示に従う義務があります。

福祉事務所から、これらの指導・指示があったにもかかわらず、これに従わない場合は、保護の変更や停止・廃止が行われることがあります。

4 資力がありながら保護を受けた場合の費用返還(法第 63 条)

急迫した事情や、年金、その他の収入等が後で発生することが明らかなときは、本来資力があるにもかかわらず、保護を受けた場合にあたりますので、先に支給された保護費を返還しなければなりません。

5 不正受給の費用徴収と罰則(法第 78 条)

被保護者は、収入等について届け出の義務があります。

これを怠って収入の申告をしなかったり、あるいは偽りの申告をして不正に生活保護を受給した場合には、それまで受けた保護費を徴収されます。

特に悪質な場合には、費用の徴収だけでなく、3 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金が課せられます。(法第 85 条)

このほかにも、刑法の詐欺罪などで処罰されることもあります。

福祉事務所では毎年、前年の収入について調査を行っています。

収入があった時点で福祉事務所に申告しておけば、収入の全額ではなく様々な控除が受けられて保護費が減額になるのも少なくなくて済む場合がありますが、収入申告を怠っていることが福祉事務所の調査で発覚した場合には、原則として収入の額と同額の保護費を徴収することになります。

高校生のアルバイト等では未成年者に対する控除等もありますので、後日申告しておけば良かったと後悔しないように、「仕事を始めることになった」、「臨時で収入があった」というような場合には、まずは必ず担当ケースワーカーに報告して、指示に従って収入の申告を行ってください。

●被保護者が医療機関にかかる場合の注意事項とお願い

生活保護を受けている間は、国民健康保険（後期高齢者医療保険も含む）には加入できなくなるので、保険証を返却してください。また、医療機関（生活保護指定医療機関）にかかるときは、事前に福祉事務所または南下浦・初声出張所に備え付けの保護変更申請書（傷病届）を提出して下さい。

保険診療にかかる医療費は、10割全額が医療扶助で対応されます。

なお、社会保険の健康保険証や船員保険証等を持っている方は、医療費のうち自己負担分についてのみ医療扶助の対応になりますので、この場合も事前に保護変更申請書（傷病届）を提出してください。

入院や夜間・休日等に緊急に受診して事前に保護変更申請書（傷病届）を提出できなかった場合には、後日速やかに福祉事務所に連絡をして、担当ケースワーカーの指示に従ってください。なお、入院したときはその期間によって保護費が変更になる場合があります。

医療機関（生活保護指定医療機関）の受診は原則市内の病院・診療所等を利用し、市外の医療機関で専門的な治療が必要等の特別な事情があるときには、担当ケースワーカーに相談してください。

また、通院にかかる交通費が必要な方は担当ケースワーカーに相談してください。

近年、生活保護を受けていない方も含めて医療費の増加が国全体で問題となっています。

生活保護費のうち約半分は医療費が占めていて、少しでも医療費を減らしていくために皆さんにもお願いがあります。

通院をした際に、主治医の先生が後発医薬品の使用を認めている場合には、原則として後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用していただきます。

ジェネリック医薬品は、品質や効果は先発医薬品と同等で、なおかつ費用が少なく済みます。

皆さんにできる医療費を減らす方法ですので、ぜひジェネリック医薬品の使用の促進にご理解、ご協力ください。

